あって、後輪駆動であるものにあっては、当該規定にかかわらず、協定規則第五十一号の規則6・2・1・1・に定める方法により測定した加速走行騒音の値が七十三デシベルを超えない構造であればよい。

一　令和六年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　令和六年十月八日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年九月一日）から令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和六年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和六年十月八日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和六年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に製作された輸入自動車

四　令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

37　次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定中「協定規則第51号」とあるのは「協定規則第51号第３改訂版補足第６改訂版」と読み替えることができる。

一　（略）

あって、後輪駆動であるものにあっては、当該規定にかかわらず、協定規則第五十一号の規則6・2・1・1・に定める方法により測定した加速走行騒音の値が七十三デシベルを超えない構造であればよい。

一　令和六年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　令和六年十月八日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年九月一日）から令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和六年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和六年十月八日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年九月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和六年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に製作された輸入自動車

四　令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

37　次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定中「協定規則第51号」とあるのは「協定規則第51号第３改訂版補足第６改訂版」と読み替えることができる。

一　（略）